

中国「生態環境法典」の要点整理と対応策

～中国の環境法に関する制度情報専門家による政策解説～

(2026年3月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

北京事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地法律事務所金誠同達法律事務所(JT&N)に作成委託し、2026年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび金誠同達法律事務所(JT&N)は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび金誠同達法律事務所(JT&N)が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
北京事務所
E-mail：PCB@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課
E-mail：SCB@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 生態環境法典の制定背景および目的	4
2. 生態環境法典の編纂経緯	5
3. 生態環境法典の全体像	6
3.1 生態環境法典の地位	6
3.2 生態環境法典とその他の法律との関係	7
3.3 生態環境法典の基本的内容	7
4. 従来に関連法令と比較した主要な変更点	10
4.1 生態環境影響評価	10
4.2 排出許可の管理	14
4.3 大気汚染防止	18
4.4 水汚染の防止	18
4.5 化学物質汚染リスクの管理、電磁放射および光害の防止	19
4.6 グリーン・低炭素発展の推進	21
4.7 法的責任および付則	21
5. 日系企業への対応策の提言	25

1. 生態環境法典の制定背景および目的

2026年3月12日、第14期全国人民代表大会第4回会議において、「中華人民共和國生態環境法典」（以下、「生態環境法典」という。）¹が賛成多数で可決され、同年8月15日に正式に施行される予定である。これは、中国において「民法典」に次いで「法典」との名称を付された2番目の法律であり、かつ、生態環境保護およびグリーン・低炭素発展を体系的に統合した世界初の総合法典である。生態環境法典は、従来の生態環境分野における「分散立法・複数機関による規制」との立法構造を完全に解消し、「環境保護法」「大気汚染防止法」「水質汚染防止法」などの中核的な単行法10本を廃止して統合するとともに、光害、電磁放射、新規汚染物質の管理およびカーボンピークアウト・カーボンニュートラルなどの分野における立法上の空白を埋めるものである。

中国は1979年より生態環境に関する法令の制定を開始し、現在までに三十余りの環境保護関連法令を整備してきている。これらの生態環境法令は異なる歴史時期に制定されたものであり、相互に関連しつつも差異を有し、立法目的もそれぞれ異なっている。また、所管する行政部門が異なり、規律の対象および方法にも相違があるため、同一の要素が複数の法令により規律される場合や、一つの法令が複数の要素を規律しなければならない場合が生じ、矛盾および衝突を引き起こすおそれがある。同時に、現代中国においては、国民の良好な生態環境に対する要望が切実さを増しており、「温飽を盼む」段階から「環境保護を希求する」段階へと移行する中で、国民の環境の質に対する期待は高まっている。

21世紀に入り、気候変動、生物多様性の喪失、海洋汚染などの生態系に関する課題は国境を越え、人類全体が直面する共通の課題となった。この時代の要請に応じ、国際社会においては、グローバルな環境の行き詰まりを解決するには、断片的なエンドオブパイプ規制から体系的な根源的治理へと転換し、政府、企業、社会などの各主体の広範な参加があり、共通性と差異性を調和させた地球環境ガバナンス体制を構築しなければならない。責任ある発展途上大国として、中国は「地球生命共同体」の理念を深く実践し、生態文明建設を国家発展戦略の全局に位置づけている。こうした背景の中、中国は生態環境法典の編纂作業を開始した。これは、自国の生態環境ガバナンスに体系的かつ権威的な法的保障を提供するとともに、自らのグリーントランスフォーメーションという具体的な行動を通じて、世界の排出削減に向けた模範を示すものである。

中国が生態環境法典を制定する核心は、既存の環境保護関連法令を統合し、規範間の抵触を解消するとともに、体系化された生態環境法治の枠組みを構築することにより、生態環境の総合的保護という時代の要請に適応し、国民が求める良好な生態環境への切実な要請に応えることで、美しい中国の建設および人と自然が調和して共生する現代化の実現に向けた堅固な法治上の保障を提供することにある。同時に、国内における生態環境法治建設の実践的探求を通じて、地球規模の生態環境ガバナンスに対して中国の知恵と中国の方案を貢献し、地球生命共同体の構築を支援するとともに、地球規模の生態環境ガバナンス体制の整備および発展を推進するものである。

¹ 生態環境部公式サイト：https://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/202603/t20260313_1146496.shtml

2. 生態環境法典の編纂経緯

2012 年以前、中国における生態環境法典の編纂は、構想が萌芽した段階にあった。当時、環境法体系の整備および環境保護法の改正を巡り、各界において関連する議題に関する検討が開始され、2003 年には立法機関が初めて編纂の構想を提示し、2005 年には学者が編纂の初歩的構想に関する論文を提出するとともに、高等教育機関においても関連する基礎研究が並行して実施され、その後の作業に向けた早期の理論的基盤および資料の蓄積が図られた。

2012 年から 2022 年末までは、構想段階および理論的準備段階であった。習近平生態文明思想および習近平法治思想が法典編纂の理論的基盤を提供し、2018 年の憲法改正により「生態文明」が憲法に明記され、根本的な法治的根拠が確立された。中国法学会環境資源法学会が主導して、法典の翻訳、課題研究、建議稿の起草などの作業を実施し、2021 年に専門家建議稿を全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会に提出した。同年、環境法典の編纂が全国人民代表大会常務委員会の立法作業計画に組み込まれ、当該作業は理論的検討段階から正式に立法実践段階へと移行した。

正式な編纂段階における重要事実²：

時間	重要事実
2023 年 3 月	第 14 期全国人民代表大会第 1 回会議において、全国人民代表大会代表は、「環境法典の編纂を第 14 期全国人民代表大会常務委員会の立法計画に組み入れることに関する議案」を提出した。
2023 年 4 月	中国法学会環境資源法学会は、「中国環境法典編纂研究」の第 1 段階の成果を発表し、『緑典之路』シリーズを刊行するとともに、初めて社会に対し「生態環境法典（専門家建議稿草案）」の内容を公表した。
2023 年 9 月 7 日	「第 14 期全国人民代表大会常務委員会立法計画」が公表され、環境（生態環境）法典を積極的に研究・推進すべき法典編纂作業として位置付けた。
2023 年 11 月 3 日	李鴻忠副委員長は生態環境法典編纂指導組会議を主宰し、生態環境法典の編纂作業を正式に開始した。
2024 年 7 月 18 日	中国共産党第 20 期中央委員会第 3 回全体会議において、「中国共産党中央委員会がさらに全面的な改革を深化させ、中国型の現代化を推進することに関する決定」が審議・可決され、「生態環境法典の編纂」の任務が明確に提示された。
2025 年 4 月 27 日	第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 15 回会議において、「中華人民共和國生態環境法典（草案）」が初めて全体的に審議された。

² 中国人大網：<http://www.npc.gov.cn/npc/c1773/c1848/c21114/sthjfdlf/>

2025年4月30日	「生態環境法典（草案）」に対する社会からの意見募集。
2025年9月8日～9月12日	第14期全国人民代表大会常務委員会第17回会議は、法典総則編、生態保護編およびグリーン・低炭素発展編の各草案について第2回審議を行い、意見の公募を行った。
2025年10月24日～28日	第14期全国人民代表大会常務委員会第18回会議は、汚染防止編、法律責任編および附則編の草案について第2回審議を行い、意見の公募を行った。
2025年12月22日～27日	第14期全国人民代表大会常務委員会第19回会議において、「生態環境法典（草案）」の第3回審議稿が審議された。
2025年12月27日	「生態環境法典（草案）」第3回審議稿に対する意見募集。
2026年3月12日	生態環境法典が第14期全国人民代表大会第4回会議に可決された。

3. 生態環境法典の全体像

3.1 生態環境法典の地位

生態環境法典は、体系化・統合化された基本法であり、その中核的内容は、「生態環境」および「法典」という二つの鍵となる概念から理解することができる。「法典」とは、単なる法令のまとめでもなければ、完全に新規に立法することを意味するものでもなく、既存の生態環境に関する法律制度・機制および規則・規範を体系的に統合し、編纂・修訂を行い、集成して昇華させることを意味する。生態環境法典第2条は、本法において「生態環境」とは、人類の生存および発展並びに生態系の機能に影響を及ぼす各種の天然または人による改造した自然的空間、自然的要素およびこれらの相互に関係し作用する総体をいい、大気、水、海洋、土地、鉱物資源、森林、連峰、草原、湿地、氷河、高原、砂漠、野生生物、自然遺跡、人文遺跡、自然保護地、都市および農村などを含むものとする規定している。この定義は、単一の要素を超え、従来分散していた「資源」（例：鉱物、森林）、「環境」（例：大気、水）および「生態」（例：生態系全体の機能）という三つの側面を統一し、中国の生態文明建設において直面する「資源制約の緊迫化、環境汚染の深刻化、生態系の劣化」という三つ課題に対応するものである。同時に、本法典においては、従来の「環境」という用語に代えて、「生態環境」という用語を一貫して採用している。

したがって、生態環境法典は、既存の単行法の単純なまとめではなく、「生態環境」という統合的概念を法定化することにより、資源・環境・生態系の三つの分野を一体的に融合させ、体系的な統合と編纂を経て制定された、生態環境分野を統括する基礎的かつ総合的な国家基本法である。

3.2 生態環境法典とその他の法律との関係

生態環境法典第 1239 条³および第 1242 条⁴から見ると、生態環境法典と他の法律との間には、明確な階層性と役割分担を備えた関係構造が形成されていることが認められる。従来の環境関連法との関係においては、法典は「編入を主とし、存続を従とする」取扱いを採用している。既存の「環境保護法」「大気汚染防止法」など 10 余りの単行法は、法典に包括的に編入され、その単行法としての地位は廃止される。一方、「長江保護法」「黄河保護法」など、特別な調整対象を有する分野別法律については、存続させ、引き続き独立して効力を有するものとする。これらの存続する特別法に具体的規定がある場合には特別法を優先的に適用し、規定がない場合には法典の一般規定を適用する。これにより、「法典＋単行法」という二重の法源構造が形成される。

民法典との関係においては、両者は「公法と私法の役割分担・連携」という構造を呈している。民法典は環境侵害発生後の民事損害賠償責任の規定に重点を置き、私法上の救済に属するのに対し、生態環境法典は排出許可、環境影響評価など公法上の義務を含む行政規制要求並びに生態環境損害に対する公法上の救済手続の規定に重点を置いている。両者は合わせて「行政規制＋民事救済」という二重の保護機制を構成する。刑法との関係においては、法典は「前置法」としての機能を果たす。生態環境法典がいかなる行為が行政違法を構成するかを画定し、刑法はこれに基づき、いかなる行為が犯罪を構成するかをさらに判断する。

3.3 生態環境法典の基本的内容

生態環境法典は、全五編から構成され、順に総則編、汚染防止編、生態保護編、グリーン・低炭素発展編、法的責任および附則編であり、合計 1242 条を有する。その基本内容は以下のとおりである。

3.3.1 総則編⁵

総則は生態環境法典の根本的根拠であり、各編の内容は総則が定める原則および制度に従わなければならない。総則編は、生態環境法典の基本原則、監督管理体制、関連主体の中核的な法的義務などの内容を規定している。企業にとって、その中核的な法的義務は、汚染防止および生態保護に関する主体的責任を負い、生じた損害について法に基づき責任を負うこと、環境保護責任制度を整備・確立すること、並びに生態環境情報を法に基づき公開し、社会の監督を受けることにある⁶。さらに、企業の立場からは、総則が定める以下

³ 生態環境法典第 1239 条 他の法律に生態保護、グリーン・低炭素発展などの生態環境保護に関する分野について具体的なまたはより詳細な規定がある場合は、その規定に従う。

⁴ 生態環境法典第 1242 条 本法は、2026 年 8 月 15 日から施行する。これに伴い、「中華人民共和国環境保護法」、「中華人民共和国環境影響評価法」、「中華人民共和国海洋環境保護法」、「中華人民共和国大気汚染防止法」、「中華人民共和国水汚染防止法」、「中華人民共和国土壌汚染防止法」、「中華人民共和国固形廃棄物による環境汚染防止法」、「中華人民共和国騒音汚染防止法」、「中華人民共和国放射性汚染防止法」、「中華人民共和国グリーン生産促進法」は、同時に廃止する。

⁵ 生態環境法典第 1 条から第 147 条まで。

⁶ 生態環境法典第 7 条、第 9 条および第 78 条など。

の基本的な法律制度に注目する必要がある。

- ✓ 生態環境影響評価制度。総則においては、「計画環境影響評価+建設プロジェクト環境影響評価」の実施を要請し、法に基づき生態環境影響評価を実施していないプロジェクトは着工してはならないと規定されている⁷。
- ✓ 突発的生態環境事案に対する応急制度。総則において、企業は応急計画体系を構築し、応急処置、情報通報および事後評価に係る全プロセスの要件を明確化することが求められている⁸。

3.3.2 汚染防止編⁹

汚染防止編は、現行の「大気汚染防止法」、「水汚染防止法」、「土壌汚染防止法」、「固形廃棄物による環境汚染防止法」、「騒音汚染防止法」、「放射性汚染防止法および環境保護法」、「海洋環境保護法」などの法律における汚染防止に関する規定を体系的に統合し、最適化したものである。汚染防止の基本原則に関し、企業が特に注目すべき事項は以下のとおりである。(1) 発生源における防止、総合的対策、分類管理、全過程にわたる管理という総則原則¹⁰、(2) 排出事業者は汚染防止施設を付帯して整備し、その正常な稼働を確保しなければならず、無断で撤去したり使用を停止したりしてはならないこと¹¹、(3) 重点汚染物質の排出総量管理制度¹²、(4) 隠蔽管路、浸透井戸、浸透ピット、注入、監視データの改ざんなどの監督回避の方法による汚染物質の排出を禁止することなどである¹³。

さらに、大気汚染防止、水汚染防止、土壌汚染防止、固形廃棄物汚染防止、騒音汚染防止並びに化学物質汚染リスク管理、電磁放射および光汚染防止の方面において、企業は以下の事項に特に留意すべきである。

各編名称	監督管理対象	重点注目事項
大気汚染の防止	産業、自動車・船舶など、あらゆる発生源における大気汚染	1. 揮発性有機化合物 (VOCs) の全プロセス管理制度 ¹⁴ 。 2. 自動車環境保護規制 ¹⁵ 。 3. 工事粉塵に対する強制防塵措置 ¹⁶ 。 4. 重点地域における共同予防・対策+深刻な大気汚染時におけるレベル別対応 ¹⁷ 。
水汚染の防止	産業排水による水汚染、地下水汚染	1. 河川への污水排出口の審査認可+分類管理+調査・整備制度 ¹⁸ 。 2. 地下水汚染防止重点区域の画定および浸透防

⁷ 生態環境法典第 107 条。

⁸ 生態環境法典第 117 条および第 121 条。

⁹ 生態環境法典第 148 条から第 673 条まで。

¹⁰ 生態環境法典第 149 条。

¹¹ 生態環境法典第 162 条。

¹² 生態環境法典第 155 条。

¹³ 生態環境法典第 164 条。

¹⁴ 生態環境法典第 213 条から第 215 条まで。

¹⁵ 生態環境法典第 219 条から第 238 条まで。

¹⁶ 生態環境法典第 239 条から第 243 条まで。

¹⁷ 生態環境法典第 255 条から第 265 条まで。

¹⁸ 生態環境法典第 275 条から第 278 条まで。

		止管理制度 ¹⁹ 。 3. 工業廃水の全量収集および全量処理に関する制度 ²⁰ 。
土壌汚染の防止	建設用地における土壌汚染、重点的に監督管理された事業者における土壌汚染の防止・管理	1. 10年ごとに実施される全国土壌汚染状況全面調査制度 ²¹ 。 2. 重点的に監督管理された事業者における潜在的危険性の点検および自主的モニタリング制度 ²² 。 3. 建設用地の汚染リスク管理・修復制度 ²³ 。
固形廃棄物汚染の防止	産業固形廃棄物、危険廃棄物	1. 減量化、資源化および無害化の全過程にわたる管理原則 ²⁴ 。 2. 危険廃棄物目録管理+経営許可+搬送伝票制度 ²⁵ 。 3. 固形廃棄物の輸入ゼロ制度 ²⁶ 。
騒音汚染の防止	産業・建築施工に伴う騒音汚染	1. 騒音環境機能区域の画定および品質改善計画制度 ²⁷ 。 2. 製品の騒音限界に関する強制基準 ²⁸ 。 3. 建築工事における夜間施工の許可および公告制度 ²⁹ 。
化学物質汚染のリスク管理、電磁放射および光害の防止	新規汚染物質、化学物質の環境リスク、電磁放射、光害	1. 重点管理新規汚染物質リスト制度 ³⁰ 。 2. 新規化学物質環境管理登録制度 ³¹ 。 3. 電磁放射施設の種類管理制度 ³² 。 4. 光害防止制度 ³³ 。

3.3.3 生態保護編³⁴

生態保護編は、従来の単一の生態要素を保護目標とする立法方針を転換し、生態系としての保護理念を強調するものである。本編の中核的原則は、自然回復を主軸としつつ自然回復と人為的修復を結合させ、山・水・林・田・湖・草・砂の一体的保護およびシステム

¹⁹ 生態環境法典第 285 条から第 290 条まで。

²⁰ 生態環境法典第 297 条から第 300 条まで。

²¹ 生態環境法典第 401 条。

²² 生態環境法典第 414 条、第 415 条。

²³ 生態環境法典第 453 条から第 463 条まで。

²⁴ 生態環境法典第 466 条。

²⁵ 生態環境法典第 528 条から第 545 条まで。

²⁶ 生態環境法典第 478 条、第 479 条。

²⁷ 生態環境法典第 552 条、第 553 条。

²⁸ 生態環境法典第 555 条。

²⁹ 生態環境法典第 568 条から第 572 条まで。

³⁰ 生態環境法典第 645 条、第 649 条。

³¹ 生態環境法典第 650 条、第 651 条。

³² 生態環境法典第 658 条から第 666 条まで。

³³ 生態環境法典第 667 条から第 673 条まで。

³⁴ 生態環境法典第 674 条から第 937 条まで。

治理を堅持することにある。

3.3.4 グリーン・低炭素発展編³⁵

グリーン・低炭素発展編は、生態環境法典における画期的な制度革新であり、法典レベルでグリーン・低炭素発展を独立した編として規定した初めての試みである。本編は、生態環境保護と密接に関連するグリーン・低炭素発展の重要な段階および重要な分野に焦点を当て、グリーン・低炭素発展に係る関連法制度の整備・確立を図るものである。本編が掲げる総体的目標は、経済社会発展の全面的なグリーントランスフォーメーションを加速し、グリーン・低炭素な空間的格局、産業構造、生産様式および生活様式を形成するとともに、炭素削減、汚染低減、緑化拡大および成長を協同して推進することにある。

3.3.5 法律責任および附則編³⁶

生態環境法典は、本編の規定により、統一かつ相互に連携した厳格な法的責任体系を構築し、従来の単行法における責任に関する規定が統一ではなく、処分の幅が一致しないという課題を解決した。法的責任の認定に際し、企業が特に注目すべき事項は以下のとおりである。(1) 行政責任については過失推定の原則が適用されるのに対し、民事責任については無過失責任の原則が適用される。(2) 追究時効に関しては、環境汚染または生態系破壊の結果をもたらした違法行為については5年、その他の一般的な違法行為については2年とされる。(3) 日割り連続処罰については、汚染物質の違法排出に対し是正命令を受けたにもかかわらず是正を行わない場合、是正命令の翌日から元の過料額を基準として日割りで連続して処罰が課され、上限は設けられない。(4) 生態環境技術サービス機関、固形廃棄物の委託処分を受託する者、廃棄物の不法投棄を受託する者などの主体に対する連帯責任が明確化された。(5) 重大な環境違法行為に対しては、直接の責任者に対し法令に基づき拘束措置が実施される。(6) 行政法と刑法の連携に関しては、違法行為が犯罪の嫌疑がある場合には、必ず司法機関へ事件を送致して刑事責任を追及しなければならない、行政処分の過料は刑事罰の罰金に、行政拘束措置は刑期にそれぞれ繰り入れられる。

4. 従来の関連法令と比較した主要な変更点

企業視点に立ち、生態環境法典に規定される重要な法律制度の一部を、従来の関連法令と比較した。

4.1 生態環境影響評価

「生態環境法典」 総則編第五章 生態環境影響評価	既存の関連法令	比較分析
第82条 第2項 国は、温室効果ガスの排出に係る	関連内容なし	温室効果ガスを生態環境影響評価体系に

³⁵ 生態環境法典第938条から第1051条まで。

³⁶ 生態環境法典第1052条から第1242条まで。

<p>生態環境影響評価を強化する。具体的な方法および実施手続は、國務院の生態環境主管部門が定めるものとする。</p>		<p>組み込み、今後、炭素排出量も環境影響評価の審査項目とする。</p>
<p>第 83 条 開発・利用に関する計画の策定または生態環境に影響を及ぼすプロジェクトの建設に当たっては、法に基づき生態環境影響評価を実施しなければならない。環境影響評価を法的に実施していない開発・利用計画は、組織・実施してはならない。環境影響評価を法的に実施していない建設プロジェクトは、着工してはならない。</p>	<p>「環境影響評価法」(2018年改正) 第 3 条 本法第 9 条に規定する範囲内の計画を策定し、または中華人民共和国の領域内若しくは中華人民共和国が管轄するその他の海域内において環境に影響を及ぼすプロジェクトを建設する場合には、本法に従って環境影響評価を実施しなければならない。</p> <p>「中華人民共和国環境保護法」(2014年改正) 第 19 条第 2 項 法により環境影響評価を実施していない場合、開発・利用計画を組織・実施してはならず、建設プロジェクトを着工してはならない。</p>	<p>(1) 第 9 条に列挙された具体的な計画類型に限定せず、「開発・利用計画」という上位概念を採用することにより、将来発生し得る新たな計画類型を網羅し、法の遅れを回避するとともに、「環境保護法」第 19 条の表現と整合性を図り、法体系の調和を強化するものである。</p> <p>(2) 「環境」から「生態環境」への転換を図り、評価の重点を従来の汚染防止から生態系全体の保護に拡大するとともに、「生態環境法典」全体との整合性を確保するものである。</p>
<p>第 96 条 建設プロジェクトの生態環境影響報告書には、以下の内容を記載しなければならない。</p> <p>(一) 建設プロジェクトの概要</p> <p>(二) 建設プロジェクト周辺における生態環境の現況</p>	<p>「環境影響評価法」(2018年改正) 第 17 条 建設プロジェクトの環境影響報告書には、次の事項を記載しなければならない。</p>	<p>(1) 第 (六) 項において「排出管理」の要件が追加されたことに鑑み、報告書には環境モニタリングの計画のみならず、実際の管理を実施するための計画を記載す</p>

<p>(三) 建設プロジェクトが生態環境に及ぼす可能性のある影響の分析、予測および評価</p> <p>(四) 建設プロジェクトにおける生態環境保護措置およびその技術的・経済的妥当性の検討</p> <p>(五) 建設プロジェクトの生態環境に及ぼす影響に関する経済的損益分析</p> <p>(六) 建設プロジェクトに対する生態環境モニタリングおよび排出管理の実施に関する提言</p> <p>(七) 生態環境影響評価の結論</p> <p>(八) その他の法令に規定される事項</p> <p>生態環境影響報告表および生態環境影響登記表の内容並びに様式は、国务院の生態環境主管部門が定めるものとする。</p>	<p>(一) 建設プロジェクトの概要</p> <p>(二) 建設プロジェクト周辺における環境の現況</p> <p>(三) 建設プロジェクトが環境に及ぼす可能性のある影響の分析、予測および評価</p> <p>(四) 建設プロジェクトにおける環境保護措置およびその技術的・経済的妥当性の検討</p> <p>(五) 建設プロジェクトの環境に及ぼす影響に関する経済的損益分析</p> <p>(六) 建設プロジェクトに対する環境モニタリングの実施に関する提言</p> <p>(七) 環境影響評価の結論</p> <p>環境影響報告表および環境影響登録表の内容および様式は、国务院の生態環境主管部門が定める。</p>	<p>ることが必要となった。例えば、汚染物質排出口の標準化管理などがこれに該当する。</p> <p>(2) 第(八)項を追加し、将来の他の法令が要求する新たな要件(例えば、温室効果ガス規制評価、生物安全評価、新規汚染物質評価など)に対して包括条項を整備し、環境管理上の新たな要請への対応における法令の適合性を強化した。</p>
<p>第99条 建設事業者から委託を受けて建設プロジェクトの生態環境影響報告書または生態環境影響報告表を作成する技術事業者は、法令に基づき独立的かつ客観的・公正に業務を遂行し、品質管理制度を整備・確立して、作成する生態環境影響報告書および生態環境影響報告表が客観的、真実的かつ正確であることを確保しなければな</p>	<p>「環境影響評価法」(2018年改正)第19条第4項</p> <p>建設事業者から委託を受けて建設プロジェクト環境影響報告書または環境影響報告表を作成する技術事業者は、当該建設プロジェクト環境影響報告書または環境影響報告表の承認を担当する生態環境</p>	<p>(1) 「品質管理体制の整備・確立」が提起された。これは、委託を受ける事業者が内部審査および品質管理制度を構築し、環境影響評価にかかる規制を「結果に対する規制」からプロセスにおける管理へと拡大することを意味する。</p>

<p>らない。</p> <p>建設事業者の委託を受けて建設プロジェクトの生態環境影響報告書または生態環境影響報告表を作成する技術事業者および従事者は、良好な信用記録を有しなければならない。建設プロジェクトの生態環境影響報告書または生態環境影響報告表の承認を担当する生態環境主管部門その他の関連承認部門との間にいかなる利害関係も存在してはならない。作成、審査などの重要な職位に就く者は、関連する専門技術水準および実務経験を有しなければならない。</p> <p>建設事業者の委託を受けて建設プロジェクトの生態環境影響報告書または生態環境影響報告表を作成する技術事業者は、生態環境主管部門に届出を行わなければならない。生態環境主管部門は、技術事業者が実施する生態環境影響評価業務に対する監督管理を強化しなければならない。具体的な弁法は、国务院の生態環境主管部門が定めるものとする。</p>	<p>主管部門その他の関連する承認部門と、いかなる利害関係も有してはならない。</p>	<p>(2) 環境評価を実施する事業者および個人に対し、信用記録、技術水準、従事経験などに関するより明確な要件を課すことにより、環境評価を実施し得る者の参入基準を引き上げた。</p>
<p>第 105 条 建設プロジェクトに以下のいずれかの情形がある場合、生態環境主管部門は、生態環境影響報告書または生態環境影響報告表に対して不承認の決定を下すも</p>	<p>「建設プロジェクト環境保護管理条例」（2017 年改正）第 11 条 建設プロジェクトに次のいずれかの情形があるときは、環境</p>	<p>「その他の重大な品質上の問題」という包括規定を追加し、環境影響評価書類に関する問題について、従来の「列举式」の規定を「列举+包</p>

<p>のとする。</p> <p>(一) 建設プロジェクトの種類、その立地、配置、規模などが生態環境に関する法令の規定および関連する法定計画に適合していないこと。</p> <p>(二) 当該区域、流域または海域の生態環境の質が生態環境の質の基準に達しておらず、かつ、建設プロジェクトにおいて講じようとする措置が生態環境の質の改善目標の管理要求を満たさない場合。</p> <p>……</p> <p>(五) 建設プロジェクトに係る生態環境影響報告書または生態環境影響報告表において、基礎資料が著しく不実であること、内容に重大な欠陥、漏洩若しくは虚偽が存在すること、生態環境影響評価の結論が不正確若しくは不合理であること、その他重大な品質問題が存在すること。</p>	<p>保護行政主管部門は、環境影響報告書または環境影響報告表に対し、不承認の決定をしなければならない。(一) 建設プロジェクトの種類、その立地、配置、規模などが環境保護に関する法令および関連する法定計画に適合しない場合。</p> <p>(二) 当該区域の環境の質が国家または地方の環境の質に関する基準に適合しておらず、かつ、建設プロジェクトにおいて講じようとする措置が当該区域の環境の質の改善目標に関する管理要件を満たさない場合。</p> <p>……</p> <p>(五) 建設プロジェクトに係る環境影響報告書または環境影響報告表の基礎資料・データが著しく不実であり、その内容に重大な欠陥若しくは遺漏がある場合、または環境影響評価の結論が不明確若しくは不合理である場合。</p>	<p>括」の条項に格上げした。これにより、偽造の手法が如何に新奇であっても、問題の形態が如何に多様であっても、環境影響評価書類が実質的に「重大な品質上の問題」の基準に達している限り、認可担当部門はこれに基づき承認を行わない権限を有することを意味する。</p>
---	---	---

4.2 排出許可の管理

「生態環境法典」 汚染防止編 第一分編 第二章 排出許可管理	既存の関連法令	比較分析
<p>第 176 条 以下の企業および公的機関その他の生産経営者は、汚染物質排出許可証を取得しなければならない。</p> <p>(一) 産業廃ガスまたは有毒有害大気汚染物質を排出する企業および公的機関、並びにセントラルヒーティング施設の石炭燃料熱源の生産運営事業者。</p> <p>(二) 産業廃水または医療廃水を直接的若しくは間接的に水系へ排出する企業および公的機関その他の生産経営者。</p> <p>(三) 都市污水集中処理施設の運営事業者。</p> <p>(四) 工業廃水および医療廃水を直接海洋に排出する海岸工事および海洋工事事業者。</p> <p>(五) 産業固形廃棄物を発生させる事業者。</p> <p>(六) 産業騒音を発生させる企業および公的機関その他の生産経営者。</p> <p>(七) 放射性廃液を排出し、または放射性固形廃棄物を発生させる随伴放射性鉱物の開発・利用を行う事業者。</p> <p>(八) 第 1 類電磁放射施設を稼働</p>	<p>「検察機関による行政公益訴訟事件の取扱指針(試行)」</p> <p>下記のいずれかの事由に該当する排出事業者は、本弁法の規定に基づき、排出許可証を申請しなければならない。産業廃気を排出し、または国家が規定する有毒有害大気汚染物質を排出する事業者。産業廃水または医療廃水を直接的若しくは間接的に水系へ排出する事業者。セントラルヒーティング施設の運営事業者。規模化された家畜・家禽養殖場。都市部または産業廃水の集中処理事業者。ごみの集中処理・処分事業者または危険廃棄物の処理・処理事業者。その他規定により排出許可証の取得を要する排出事業者。</p> <p>(その他の各部門法にも関連規定が存在する：「大気汚染防止法」³⁷、「水汚</p>	<p>本条項は、各種法令に散在する排出許可証の取得を要する事業者および経営者を統合して列挙し、企業が自社の多様な事業に係る排出許可証の状況を包括的に点検することを可能にする。同時に、本条項は、「放射性廃液の排出または放射性固体廃棄物の発生」および「第一類電磁放射施設の稼働」に関する排出許可の規定を新たに追加するものである。</p>

³⁷ 「大気汚染防止法」第 19 条 工業廃ガスまたは本法第 78 条に規定する名簿に掲げる有毒有害な大気汚染物質を排出する企業および公的機関、セントラルヒーティング施設の石炭燃料熱源の生産運営事業者、その他法により排出許可管理を行う事業者は、排出許可証を取得しなければならない。排出許可の具体的な方法および実施手順については、国務院が定める。

<p>させる企業および公的機関、並びに法令に基づき排出許可管理の対象となる第 2 類電磁放射施設を稼働させる企業および公的機関。</p> <p>(九) その他、法令または行政法規に基づき排出許可管理の対象となる企業および公的機関その他の生産経営者。</p>	<p>染防止法」³⁸、「海洋環境保護法」³⁹、「固形廃棄物による環境汚染防止法」⁴⁰、「騒音汚染防止法」⁴¹。)</p>	
<p>第 182 条 汚染物質排出許可証の有効期間は五年とする。排出許可証の有効期間内において、排出汚染物質許可管理を実施する企業および公的機関その他の生産経営者に次のいずれかの情形がある場合には、改めて排出許可証を取得しなければならない。</p> <p>(一) 汚染物質を排出する施設の新建、改修または拡張事業。</p> <p>(二) 生産経営の場所、汚染物質排出口の位置、または汚染物質の排出方法若しくは排出先に変更が生じた場合。</p> <p>(三) 汚染物質排出口の数の増加、</p>	<p>「汚染物質排出許可管理条例」第 15 条 汚染物質排出許可証の有効期間内において、排出許可証を取得した事業者には次のいずれかの事情があるときは、改めて排出許可証の取得を申請しなければならない。</p> <p>(一) 汚染物質を排出する施設の新建、改修または拡張事業。</p> <p>(二) 生産経営の場所、汚染物質排出口の位置、または汚染物質の排出方式若</p>	<p>「(四) 法律・行政法規に規定するその他の情形」という包括規定を追加する。</p>

³⁸ 「水汚染防止法」第 21 条 第 1 項 産業廃水または医療廃水を直接的若しくは間接的に水系へ排出する、並びにその他法令の規定により排出許可証を取得しなければ排出が認められない廃水・汚水を排出する企業および公的機関その他の生産経営者は、排出許可証を取得しなければならない。都市部の汚水集中処理施設の運営事業者も、排出許可証を取得しなければならない。排出許可証には、排出する水汚染物質の種類、濃度、総量および排出先などの要件を明確に定めなければならない。排出許可の具体的な方法については、国務院が定める。

³⁹ 「海洋環境保護法」第 19 条 第 2 項 工業廃水および医療廃水を直接海洋に排出する海岸工事および海洋工事事業者、都市部の汚水集中処理施設の運営事業者、その他の企業および公的機関、生産経営者は、法令に基づき排出許可証を取得しなければならない。排出許可の管理については、国務院の関連規定に従う。

⁴⁰ 「固形廃棄物による環境汚染防止法」第 39 条 第 1 項 産業固形廃棄物を生ずる事業者は、排出許可証を取得しなければならない。排出許可の具体的な方法および実施手順については、国務院が定める。

⁴¹ 「騒音汚染防止法」第 36 条 第 1 項 産業騒音を生ずる企業および公的機関その他の生産経営者は、有効な措置を講じて振動を低減し騒音を低下させるとともに、法令に基づき排出許可証を取得し、または排出登録表を提出しなければならない。

<p>または汚染物質の種類、排出濃度若しくは排出量の増加。</p> <p>(四) 法律・行政法規に規定するその他の情形。</p>	<p>しくは排出先に変更が生じた場合。</p> <p>(三) 汚染物質排出口の数の増加、または汚染物質の種類、排出量若しくは排出濃度の増加。</p>	
<p>第 184 条 汚染物質排出許可の重点管理を実施する企業および公的機関その他の生産経営者は、国家の規定に従い、汚染物質排出の自動監視設備を設置し、使用し、維持管理するとともに、自動監視およびモニタリングを実施し、生態環境主管部門の監視設備とネットワーク接続を行い、自動監視設備の正常な稼働を確保し、原始監視記録を保存しなければならない。監視の具体的方法は、国务院生態環境主管部門が定める。</p> <p>汚染物質排出許可の重点管理を実施する企業および公的機関その他の生産経営者が、汚染物質排出自動監視設備の送信データに異常を発見した場合には、遅滞なく生態環境主管部門に報告し、点検および修復を行わなければならない。</p> <p>生態環境主管部門は、重点管理対象排出許可企業および公的機関その他の生産経営者の汚染物質排出自動監視設備の送信データに異常を発見した場合には、遅滞なく調査を行わなければならない。</p>	<p>「汚染物質排出許可管理条例」第 20 条 汚染物質排出許可の重点管理の対象となる排出事業者は、法令に基づき汚染物質排出の自動監視設備を設置し、使用し、維持管理するとともに、生態環境主管部門の監視設備とネットワーク接続しなければならない。排出事業者は、汚染物質排出の自動監視設備から送信されるデータに異常を発見した場合には、遅滞なく生態環境主管部門に報告し、点検および修復を行わなければならない。</p>	<p>(1) 企業および事業機関には、自動監視設備を設置する義務があるだけでなく、当該設備の継続的かつ有効な稼働を確保し、検証に備えて原始データを保存することが求められ、企業による全過程管理責任が強化された。</p> <p>(2) 監督当局の職権に基づく監督責任を追加した。環境保護部門がデータの異常（例えば、監視プラットフォームによる巡回点検で発見された場合など）を発見したときは、職権で調査に介入する責任があることを明確化した。</p>

4.3 大気汚染防止

「生態環境法典」 汚染防止編 第二分編 大気汚染防止	既存の関連法令	比較分析
<p>第 215 条 国は、製品の低揮発性有機化合物含有量表示制度を確立し、整備するものとし、低揮発性有機化合物含有量の製品を生産する者は、規定に従って表示を行わなければならない。</p>	<p>関連規定なし</p>	<p>従来、「大気汚染防止法」においては低揮発性有機化合物含有量の製品の生産を奨励する規定が存在するほか、「洗浄剤の揮発性有機化合物含有量制限」などの強制的国家基準により製品の低揮発性有機化合物含有量が規制されてきたが、市場を誘導するための統一的な「表示」が存在しなかった。企業は、関連製品の表示に留意すべきである。</p>
<p>第 220 条 大型貨物自動車の利用が比較的多い重点的な車両使用事業者は、国家の規定に従い、輸送および荷役における排出管理を事業者の汚染防止責任制度に組み込み、大型貨物自動車の大気汚染防止を強化しなければならない。</p>	<p>関連規定なし</p>	<p>本条項は、「大型貨物自動車の利用が比較的多い重点的な車両使用事業者」を初めて個別に規定するものであり、企業の環境保護責任が工場内から物流チェーンまで拡大されることを意味し、輸送段階における環境保護に一層の留意が必要となる。</p>

4.4 水汚染の防止

「生態環境法典」 汚染防止編 第三分編 水汚染防止	既存の関連法令	比較分析
<p>第 294 条 国家は、重点業界に属する企業における廃水処理および排出水準のパフォーマンス階層化を推進する。</p>	<p>パフォーマンス等級分類とは、大気関連企業のプロセス設備水準、汚染防止水準、環境管理水準、輸送</p>	<p>従来、「パフォーマンス等級分類」に関する規定は、各種の政策文書および部門規章に散在していた。今回初めて「パフォーマンス等級分類」が法律に明文化されたことにより、同制度は国家的な法定制度となり、より強い強制力を有する</p>

	方法などの指標体系に基づき、公正・公平・公開の原則を厳格に遵守して企業ごとに審査・評価を行い、A、B、C (D)の等級に区分するものである。 ⁴²	こととなる。企業にとって、その等級分類は大気汚染が深刻な状況における緊急時対応期間中に通常通りの生産資格を取得できるか否かを直接的に決定づけることとなる。
--	--	---

4.5 化学物質汚染リスクの管理、電磁放射および光害の防止

「生態環境法典」 汚染防止編第九分編 化学物質汚染のリスク管理、電磁放射および光害の防止	既存の関連法令	比較分析
第 645 条 国は、残留性有機汚染物質などの新規汚染物質に係る協同治理および環境リスク管理の体制を構築する。国务院の生態環境主管部門は、関係部門と連携して、新規汚染物質に係る環境リスク管理の情勢を分析・評価し、関連する基準を策定・整備するとともに、調査・監視を実施し、新規汚染物質の環境リスクを低減する。	関連規定なし	初めて法的レベルにおいて「新規汚染物質」の地位を確立したものであり、これにより抗生物質やマイクロプラスチックなどの非定型的汚染物質が国家的規制の対象に包含されることとなる。企業は、原材料の成分について事前に対応を検討する必要がある。
第 650 条 国家は、新規化学物質に関する環境管理登録制度を実施する。 新規化学物質を生産し、または輸入する企業および公的機関は、生	「新規化学物質の環境管理登録弁法」第 4 条 国家は、新規化学物質に対し環境管	「新化学物質の環境管理登録制度」は、部門規定レベルから国家法律へと昇格し、その法的抑止力および司法における適用可能性が著しく強化されることになる。

⁴² 生態環境部弁公庁、中国人民銀行弁公庁、国家税務総局弁公庁による重点業界における大気パフォーマンス等級分類管理を強化する指導意見

<http://beijing.chinatax.gov.cn/bjswj/c104539/202602/81e136f6d4874957b9ee6b8b7f9f50a.shtml>

<p>産または輸入に先立ち、国務院生態環境主管部門に対し、新規化学物質の環境管理登録を申請しなければならない。</p>	<p>理登録制度を実施する。 新規化学物質の環境管理登録は、通常登録、簡易登録および届出に区分される。新規化学物質の製造者または輸入者は、製造前または輸入前に、新規化学物質の環境管理に関する通常登録証若しくは簡易登録証（以下、「登録証」と総称する。）を取得し、または新規化学物質の環境管理に関する届出を行わなければならない。</p>	
<p>第 658 条 国家は、電磁放射施設に対し分類管理を実施し、電磁放射の排出水準およびその周辺環境への影響に基づき、電磁放射施設を第 1 類施設、第 2 類電磁放射施設および第 3 類電磁放射施設に分類する。具体的な手続については、国務院の生態環境主管部門が関係部門と共同して定めるものとする。</p>	<p>関連規定なし</p>	<p>中国は電磁放射施設に対し分類管理を実施しており、企業は自社の施設がいずれの分類に該当するかを判定する必要がある。当該分類は、その後の防止措置、監視要件、公表義務、立地制限並びに法的責任の程度を直接的に決定する。</p>

<p>第 667 条 本法において「光害」とは、人工照明の過度かつ不適切な使用、または日光の照射条件の不適切な変更により、周辺的生活環境において人の視覚が妨げられる現象をいう。</p> <p>第 671 条 広告スクリーン、広告看板、照明箱、メディアファサード、道路、競技場、建設現場などは、国家の規定に従い、照明施設を合理的に設計・設置・運用し、定期的に保守点検を行い、有効な措置を講じて、光害の防止および軽減を図らなければならない。</p>	<p>関連規定なし</p>	<p>中国は、法的レベルにおいて初めて光害防止に関する規則を確立し、屋外広告、建築用ガラス、照明設備などに対する規制要件を明確化した。</p>
--	---------------	---

4.6 グリーン・低炭素発展の推進

生態環境法典第四編第四章は、「炭素排出権取引管理暫定条例」⁴³および「炭素排出ダブルコントロール制度体系の構築加速に関する作業方案」⁴⁴などの法規の関連内容を反映し、初めて法律レベルにおいて「ダブルカーボン」（カーボンピークアウトおよびカーボンニュートラル）目標の法的地位および基本原則を体系的に確立するとともに、マクロ計画からミクロ算定、強制排出削減から自発的取引、生産側規制から消費側誘導、人為的発生源制御から生態系炭素吸収源の増強に至るガバナンス体系を構築した。当該体系は、政府、企業、社会などの各主体の権利義務を明確化することにより、抽象的な「ダブルカーボン」コミットメントを、定量化可能、検証可能、責任追及可能な法制度へと転換するものである。

4.7 法的責任および付則

「生態環境法典」責任および附則編	既存の関連法令	比較分析
<p>第 1054 条 環境汚染、生態系破壊などの危害結果をもたらす違法行為が発見された場合において、そ</p>	<p>「民法典」第 188 条 民事上の権利の保護を法院に求める訴訟時効の期</p>	<p>通常の三年の訴訟時効を五年に延長する。環境損害の発見の遅延性を考慮し、被害者</p>

⁴³ https://www.mee.gov.cn/zcwj/gwywj/202402/t20240205_1065850.shtml

⁴⁴ https://www.gov.cn/zhengce/content/202408/content_6966079.htm

<p>の発見が違法行為の発生から五年以内であるときは、法令に基づき行政処罰を科すものとする。その他の違法行為については、その発見が違法行為の発生から二年以内であるときは、法令に基づき行政処罰を科すものとする。前記の期間は、違法行為が発生した日から起算するものとし、違法行為に連続的または継続的な状態があるときは、行為が終了した日から起算するものとする。</p> <p>環境生態に関する民事訴訟の訴訟時効期間は五年とする。訴訟時効期間は、当事者が損害および責任者を知り、または知るべきであった日から起算する。</p>	<p>間は三年とする。法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。</p>	<p>に対してより長期の保護期間を付与するものである。</p>
<p>第 1056 条 環境汚染、生態系破壊などの違法行為を実施し、生態環境に対する悪意ある損害、違法行為の是正拒否、重大な危害結果の発生、複数回の違法行為による処罰などの法定事情がある場合には、法令に基づき加重して処罰する。</p> <p>環境汚染、生態系破壊などの違法行為を実施した場合において、危害の結果を自主的に除去し若しくは軽減し、生態環境修復措置を効果的に講じ、賠償金を速やかに納付するなどの法定の事情があるときは、法令に基づき処罰を軽減し若しくは減輕する。違法行為が軽</p>	<p>関連規定なし</p>	<p>環境行政処分における裁量基準を初めて体系的に規定し、統一かつ明確かつ具体的な法的根拠を提供した。</p>

<p>微であり、かつ速やかに是正され、危害の結果が生じていない場合には、処罰を行わない。初めて違法行為を行い、かつ危害の結果が軽微であり、速やかに是正された場合には、処罰を行わないことができる。</p>		
<p>第 1065 条 企業および公的機関その他の生産経営者並びに個人が環境汚染または生態系破壊を引き起こした場合には、法令に基づき汚染の除去および損傷した生態系の修復の責任を負うものとし、除去または修復が不可能である場合には、代替的な治理または修復措置を講じなければならない。違法行為者が変更された場合、その権利義務を承継する主体が是正または修復の責任を負う。</p>	<p>関連規定なし</p>	<p>修復責任は主体の変更により消滅しないという原則を確立した。</p>
<p>第 1072 条 法令に違反し、環境汚染、生態系の破壊などにより国家に損害を生じさせた場合、区を設置する市以上の地方人民政府またはその指定する部門若しくは機関は、関係規定に基づき責任者と協議を行い、生態環境損害賠償責任の履行を求めるものとする。協議が成立しない場合には、人民法院に対して訴訟を提起することができる。前項に規定する地方人民政府、部門または機構が協議を行わない場合、若しくは協議が成立せずかつ</p>	<p>中共中央弁公庁および國務院弁公庁が発行した「生態環境損害賠償制度の改革方案」における関連規定は、「自主的協議と司法による保障」を定めている。生態環境損害が発生した場合、賠償権利者は、生態環境損害の調査、鑑定評価、修復方案の作成などの業務を組織的に実施し、賠償義務者と自主的に協議を行うものとする。協議におい</p>	<p>初めて、「協議前置＋訴訟による最終的救済」の手續を法律に明記し、区を設置する市以上の人民政府またはその指定する部門を協議の主体とすることを明確化した。あわせて、政府が手續を開始しない場合には、人民檢察院が訴訟を提起することができる旨を規定した。</p>

<p>訴訟を提起しない場合には、人民検察院は責任者に対し、法律に基づき人民法院に対して訴訟を提起することができる。</p>	<p>て合意に至らない場合には、賠償権利者は法に基づき訴訟を提起することができる。</p>	
<p>第 1085 条 本法の規定に違反し、次のいずれかの情形がある場合には、生態環境保護の監督管理の責務を負う部門または機関が、その職責分担に基づき是正を命じ、2 万元以上 20 万元以下の過料を科すものとする。是正を拒否するときは、生産の制限または操業停止による是正を命ずることができる。</p> <p>(一) 排出される汚染物質、養殖排水および土壌汚染の状況について、自主監視を実施せず、自主監視計画を策定せず、管理台帳を整備せず、原始監視記録および管理台帳を保存せず、並びに報告を行わないこと。</p> <p>(二) 汚染物質排出の自動監視・モニタリング設備の設置、使用、保守および正常な稼働を行わないこと、主管部門の監視設備とのネットワーク接続を行わないこと、原始的な監視記録を保存しないこと、並びに報告を行わないこと。</p> <p>(三) 有毒有害汚染物質を排出する排水口および周辺環境の監視を実施せず、かつ、有毒有害汚染物質に関する情報を開示しなかったこと。</p> <p>本法の規定に違反し、生活ごみ処</p>	<p>「大気汚染防止法」第 24 条、「水汚染防止法」第 23 条、「土壌汚染防止法」第 21 条などの規定。</p>	<p>本条は、従来各単行法に散在していた自主的監視義務を一元的な義務リストとして整理し、「監視の実施なし」「台帳の整備なし」「ネットワーク接続なし」などの基本的な違法行為に対する法的責任を明確化したものである。</p> <p>同時に、差異化された処罰管理を実施する。本条は、「自主監視」を基準適合排出に伴う付随的義務から独立した法的責任へと昇格させるものである。これにより、企業の汚染物質排出が完全に基準に適合している場合であっても、監視行為そのものに不備があったことを理由として処罰される事態が生じ得る。</p>

<p>理事業者が汚染物質排出自動監視設備を設置・運用せず、汚染物質の排出状況をリアルタイムで監視せず、かつ汚染物質排出データを公開しなかった場合、生態環境主管部門は是正を命じ、5 万元以上 50 万元以下の過料を科す。是正を拒否した場合には、50 万元以上 100 万元以下の過料を科す。</p>		
--	--	--

5. 日系企業への対応策の提言

生態環境法典の重要条項の変更に対応し、企業は、法典が新たに追加した実質的要請を包括的に把握すべきである。特に、これまで政策文書に散在していた規定（パフォーマンス等級分類、新規汚染物質の治理、電磁放射の分類管理などを含む）を法的強制力の範囲に編入した条項に留意し、環境影響評価において新たに追加された温室効果ガス評価の要請、排出許可管理の適用範囲が電磁放射および放射性分野に拡大されたこと、大気汚染防止および水汚染防止における具体的技術規範、並びにグリーン・低炭素発展編におけるカーボンピークアウト・カーボンニュートラルに関する体系的制度を重点的に識別する必要がある。同時に、責任追及を強化する条項として、法律責任編における訴訟時効の五年への延長、監視義務に対する独立した処罰、修復責任の承継などにも注意を払うべきである。

内部コンプライアンス体制の構築に当たっては、企業はプロセス全体にわたる管理を強化する必要がある。プロジェクトの前期段階においては、委託する技術事業者が専門的資格を有し、かつ良好な信用を備えていることを確保しなければならない。日常運営においては、排出許可の適用範囲を包括的に検証し、許可証に基づいた排出を確実に行うとともに、自動監視設備の設置、稼働、保守およびデータネットワーク接続に関する制度を重点的に実施し、原始的な監視記録の保存機制を構築する必要がある。同時に、突発的な生態環境事件への対応条項に基づき、リスク防止・管理および緊急時準備を整備し、輸送段階における排出管理を企業の責任体系に組み込むとともに、新規化学物質の登録、有毒有害物質の代替、低揮発性有機化合物の表示などの要件に対応して、サプライチェーンおよび製品に係る環境管理フローを確立しなければならない。さらに、自然保護地または生物資源の利用に関わる場合には、生態保護編に定める生態系全体の保護および修復に関する規定を厳格に遵守する必要がある。

生態環境法典の施行後においては、関連法規および基準が相次いで整備される見込みであるため、企業は、地方生態環境部門との定期的な対話体制を自主的に構築し、執行基準および監督動向を適時に把握するとともに、排出許可の変更、生態環境影響評価の承認、生態環境損害賠償に関する協議などの事項において、理解の取得とコンプライアンスコストの最適化を図るべきである。

最後に、中国へ進出する日本企業に対し、生態環境法典がもたらすコンプライアンス上の圧力をグリーン競争力へ転換することを推奨する。省エネルギー・環境保護およびクリーン生産の分野における自社の技術的優位性を発揮し、有毒有害化学物質の代替および循環経済の実践を推進するとともに、法的要件を満たしつつ製品のグリーン付加価値を高め、中国における事業の持続可能な発展を実現すべきである。

以上